

令和元年10月から

幼稚園・保育園等を
利用する3～5歳児の
保育料が無償化されます

佐倉市役所へのお問い合わせ

制度全般について

こども政策課 043-484-6139

申請手続きについて

こども保育課（認定申請） 043-484-6245

こども政策課（給付申請） 043-484-6139

障害児通所施設等の無償化について

障害福祉課 043-484-4153

公立幼稚園の無償化について

学事課 043-484-6186

《佐倉市HP》





保育料の無償化は施設・

① 私立幼稚園



満3～5歳児：保育料(入園料含む)が
月額25,700円まで無料

② 公立幼稚園
認定こども園
(幼稚園部分)



満3～5歳児：保育料無料

保育を必要とする
要件(P5参照)がある

はい

いいえ

3～5歳児：預かり保育(*)も日額450円
まで無料(月額11,300円が上限)
※満3歳児は住民税非課税世帯のみ対象

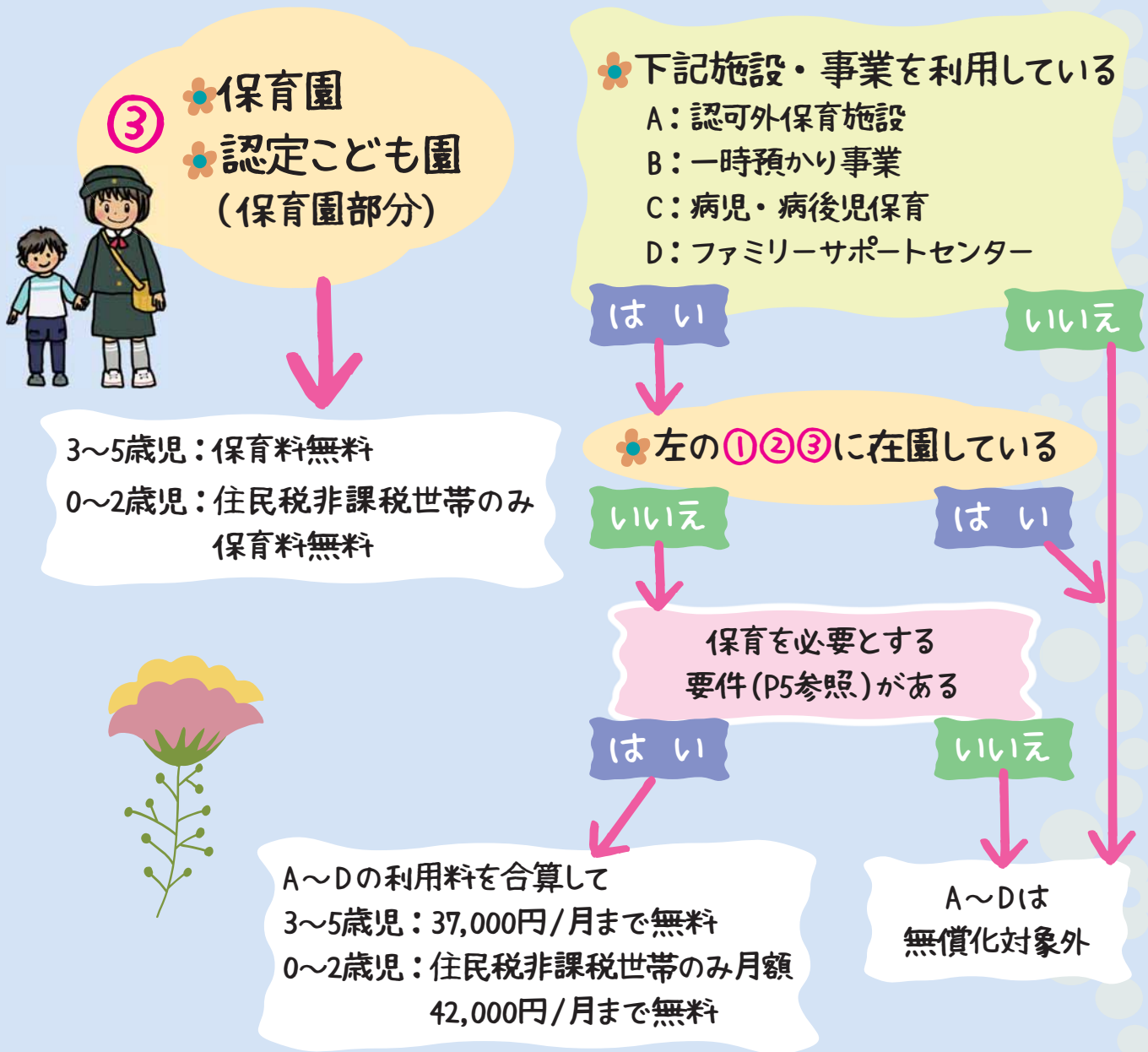
預かり保育は
無償化の対象外

* 幼稚園の教育時間の前後や、夏休み等の長期休業期間中の預かりをいいます。

無償化の対象とならない費用があります

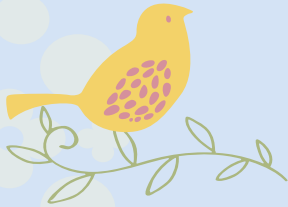
● 制服代、バス送迎費、行事費、給食費、保育園の延長保育料などは無償化の対象となりませんので、保護者の実費負担となります。

子どもの年齢によって異なります



障害児通所施設等を利用する場合

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通所施設等）を利用する子について、3~5歳児の利用料が無料になります。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等と障害児通所施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- 既に障害児通所給付費の支給決定を受けている子については、無償化のための新たな申請等はありません。



無償化のためには、

保育料

✿ 保育園
✿ 認定こども園
(保育園部分)

[保護者]

①入園申込兼無償化申請
※子育て支援課に申請

[市]

入園決定
無償化認定

~~保育料の支払~~

✿ 私立幼稚園
✿ 公立幼稚園
✿ 認定こども園
(幼稚園部分)

[保護者]

①入園申込
②無償化申請
※園に提出

[園]

入園決定

[市]

無償化認定

✿ 認可外
保育施設

[保護者]

無償化申請
※子育て支援課に
申請

[市]

無償化認定

[保護者]

①施設へ
利用料支払
②子育て支援課に
申請

[市]

給付額決定

保育料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

幼稚園等の預かり保育の利用料

無償化の対象となる場合は、利用料は幼稚園等にお支払いいただき、その後、給付申請書を市に提出し、口座振込により還付いたします。

※公立幼稚園の場合は、利用料が上限額を超えた分のみ市から請求します。

✿ 私立幼稚園
✿ 認定こども園
(幼稚園部分)

[保護者]

無償化申請
※園に提出

[市]

無償化認定

[保護者]

①施設へ利用料支払
②子育て支援課に
申請

[市]

給付額決定

利用料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

事前に手続きが必要です



一時預かり事業等の利用料

- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育
- ファミリーサポートセンター

[保護者]
無償化申請
※子育て支援課
に申請

[市]
無償化認定

[保護者]
①施設へ利用料支払
②子育て支援課に
申請

[市]
給付額決定

利用料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

給食費

3～5歳児クラスの給食費は、行事費等と同様に保護者の実費負担となります。
(在園する園にお支払い)

※保育園、幼稚園、認定こども園に在籍する子で、年収360万円未満相当の世帯や多
子世帯については、給食費の免除制度があります。対象となる方には、世帯収入
等により算出後、毎年3月と9月に市から通知をいたします。

給食費が免除となる場合

- 保育園
- 認定こども園
(幼稚園・保育園部分)

[市]
対象者へ免除の
お知らせを通知

[保護者]
~~①給食費支払
②給食費免除申請~~



- 私立幼稚園

[市]
対象者へ免除の
お知らせを通知

[保護者]
①園へ給食費支払
②子育て支援課に
免除申請

[市]
免除額決定

免除額を口座振込により還付(年2回程度の支払)

※公立幼稚園については、学務課にお問い合わせください。

保育を必要とする要件とは



保育を必要とする要件とは、次のいずれかに該当することを指します。

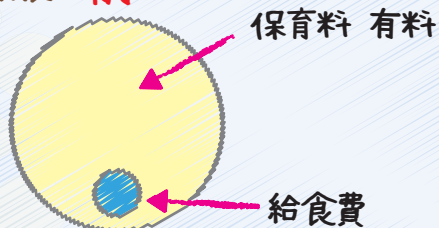
要件	条件
就 労	月13日以上 かつ 1日4時間以上(休憩は含まない)の就労 ※正社員、パート、アルバイトなどは問いません
出 産	出産予定月を中心に前後2か月間、 <u>計5か月間のみ</u>
疾 病	入院や通院加療、心身障害等
看護・介護	病気や障害等を持つ親族の看護・介護
就 学	学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学
育児休業	育児休業を取得した場合 ※無償化の対象は産まれた子ではなく、在園中の上の子 ※期間は就労証明書に記載された期間 (最長は産まれた子が1歳になる年度の3月末まで)
求職活動	<u>2か月間のみ</u>

保育園・認定こども園(保育園部分)の3~5歳児クラスに通園している方は、

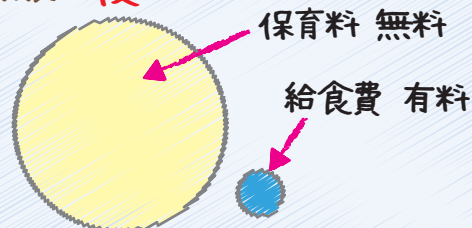
給食費の取扱いが変更となります

- 給食費は今まで保育料に含まれていましたが、無償化後は保護者の実費負担となります。金額や支払方法については、施設によって異なります。
- 0~2歳児クラスの方は、これまでどおり保育料に給食費が含まれています。

無償化前



無償化後





よくある質問



Q 質問

認可保育園に在園しています。保育料が無料となるために、何か手続きは必要ですか。

認可保育園に在園しています。無償化になったあとも、給食費は支払うと聞いたのですが、どうなるのですか？

幼稚園の入園料は無償化の対象となりますか。

保育要件を満たす場合は、申請をすれば幼稚園の預かり保育の利用料が無料となると聞いたのですが、正社員でなくても要件を満たしますか。

(例：週3日程度のアルバイト)

幼稚園のプレスクール(満2歳児対象)の利用料は無償化の対象ですか。

今後、就労などの保育要件を満たさない場合、幼稚園の預かり保育は利用できなくなるのですか。

A 回答

公立幼稚園、認可保育園、認定こども園に在籍している場合は、保育料無料のための手続きはありません。しかし、私立幼稚園、認可外保育施設を利用している場合は、市役所へ申請が必要です。

認可保育園と認定こども園(保育園部分)の3~5歳児クラスの給食費は、今まで保育料に含まれていましたが、無償化後は保護者の実費負担となります。給食費の支払方法、金額については各園にお尋ねください。

幼稚園の入園料は月額換算した上で、月額保育料との合計25,700円までが、無償化の対象となります。ただし、認定こども園の入園料は無償化の対象なりません。

雇用形態は問いません。月13日以上かつ1日4時間以上の条件を満たしていれば保育要件の就労に該当します。保育要件の詳細は、5ページをご参照ください。また、預かり保育の利用料のすべてが無料にはなりません。

利用日数に日額単価450円を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用額を月毎に比較して、少ない方が補助額となります。

(例) 利用日数(15日) × 日額単価(450円) = 6,750円…A

預かり保育の利用料 8,000円…B

AとBを比較して少ない6,750円(A)が補助額

プレスクールは対象になりません。

これまでどおり利用できます。ただし、利用料は保護者負担となります。



よくある質問

Q 質問

無償化が開始されたら、保育料は園に支払う必要はなくなりますか。幼稚園の預かり保育の利用料はどうなりますか。

認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターは、どのような時に無償化の対象となりますか。

1歳の子で、一時預かりのみ利用しています。住民税非課税世帯に限り無償化の対象と聞きましたが、該当するかわかりません。どうしたらよいですか。

障害児通所施設に通所しています。無償化の開始により、何か手続きは必要ですか。

市外の幼稚園、保育園等に通っていますが、無償化の対象となりますか。

現在、勤務先の託児所を利用しながら就労しています。無償化の対象となりますか。

A 回答

幼稚園、保育園、認定こども園の場合は、保育料の支払いは無くなります。(幼稚園の月額25,700円を超える保育料は支払う必要あり)

預かり保育の利用料については無料となる場合でも、利用料はこれまでどおり幼稚園に支払います。その後、市へ給付申請書を提出し、補助額を口座振込で還付します。

幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3~5歳児クラスの子(または住民税非課税世帯の3歳未満の子)が、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となります。利用する前に市役所へ申請が必要です。

市または勤務先より通知された市民税決定通知書でご確認ください。住民税非課税世帯に該当するか不明な場合は、当該年度の1月1日に住民登録している市町村の住民税担当部署へお問い合わせください(佐倉市の場合は市民税課)。また、住民税非課税世帯であったとしても、保育要件を満たさない場合は、無償化となりません。保育要件の詳細は、5ページをご参照ください。

利用料の無償化のための手続きは必要ありません。

市外の幼稚園等に在園している場合であっても、佐倉市に住民登録されている場合には、無償化の対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料と認可外保育施設の保育料の無償化を受けるためには、佐倉市役所へあらかじめ申請が必要です。

その託児所が、認可外保育施設の届出をしている施設であれば、無償化の対象施設です。現在、未届出の施設でも都道府県へ届出をした時点で無償化の対象施設となります。届出の有無については勤務先にご確認ください。